

環 技 審 第 1 号

令和7年4月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会

会長 平 野 勝 也



高日向山地域地熱発電計画（仮称）に係る計画段階環境配慮書について（答申）

令和7年3月26日付け環対第442号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。



高日向山地域地熱発電計画（仮称） 計画段階環境配慮書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 地熱は持続性や安定性で優れた地下資源であるものの、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は栗駒国定公園（第3種特別地域及び普通地域）に存在し、保安林、吹上鳥獣保護区等に指定されている。また、想定区域は景観計画区域に指定されており、周辺地域には温泉等の観光資源が多く存在する。これらのことから、事業の計画及び実施に当たっては、想定区域及び周辺の自然環境や景観資源への影響を回避または十分に低減できるよう努めること。
- (2) 事業の実施により環境への影響は必ず生じることから、環境影響評価に当たっては、影響が「ある」、「ない」といった紋切り型の評価を行うのではなく、環境影響を適切に予測及び評価し、評価結果に基づき環境保全措置を計画すること。
- (3) 想定区域の複数案の検討に当たって、絞り込みの検討過程が分かるように図を用いて方法書以降の図書に示すこと。また、絞り込みに当たっては、地熱発電設備等の配置等及び稼働並びに植生改変や人工緑地造成等による動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体として環境負荷の低減に最大限配慮すること。
- (4) 想定区域周辺で稼働中の他の地熱発電事業との累積的な影響を受ける環境要素の有無について検討すること。
なお、累積的な影響がある場合には、方法書以降の図書で、適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、想定区域の縮減、地熱発電設備等の配置等の検討をすること。
- (5) 想定区域周辺の住民、立地する大崎市及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

- (1) 大気質
硫化水素の測定結果について、非常に高い濃度が観測された調査地点があることから原因の解析を行った上で、必要に応じて対策を講じること。
- (2) 地形及び地質
想定区域は、日本の典型地形であるカルデラ「鬼首カルデラ」に含まれている。日本の典型地形については重要な地形として扱うこと。
なお、本事業では日本の典型地形を改変せざるを得ないが、改変面積をできる限り小さくすること。

(3) 地盤の安定性

想定区域は、防災科学技術研究所の地すべり地形分類図において移動体に分類されていることに留意して施工計画を立てること。併せて地すべり地であるか評価し、その判断理由も含めて方法書以降の図書に示すこと。

(4) 動物

想定区域は県内でトノサマガエルの生息が確認されている唯一の地域に含まれることから、方法書以降では重要種として扱うこと。また、トノサマガエルが生息している可能性があることを考慮し調査方法を検討すること。

(5) 植物

想定区域及び周辺には自然植生であるチシマザサ・ブナ群団が分布している。事業の計画に当たっては、チシマザサ・ブナ群団の分布を把握した上で、自然度の高い植生の改変面積をできる限り小さくし、保全に努めること。

(6) 景観

イ 冷却塔の高さについて、周辺の環境を適切に評価した上で、できる限り低く計画すること。

ロ 冷却塔から発生する湯気が立ち上る高さを確認し、景観への影響を調査、予測及び評価すること。

ハ 国土地理院等のWebで3D地図や空中写真・衛星画像により、様々な視点から地形を見ることができている現状に留意し、鳥瞰的眺望点も採用すること。

(7) 温室効果ガス

事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量や環境保全措置による削減量を以降の図書で調査、予測及び評価すること。

(8) 放射線の量

土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、リター層と土壌を分けた上で、土壌については表層から1cmと5cmの深さで採取し測定すること。

なお、調査地点は5か所程度選定すること。